告　示

告示事項

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号）第３条第７項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成25年11月27日公表）の一部を平成26年５月28日付けで次のように変更したので、同条第９項の規定において準用する同条第６項の規定に基づき、公表する。

平成 26 年６月 13 日　　農林水産大臣　林　　芳正

第３の４を次のように改める。

４　第１種特定海洋生物資源ごとの平成26年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成26年７月～平成27年６月	356,000
2	すけとうだら	平成26年４月～平成27年３月	257,000
3	まあじ	平成26年１月～12月	226,200
4	まいわし	平成26年１月～12月	429,000
5	まさば及びごまさば	平成26年７月～平成27年６月	902,000
6	するめいか	平成26年４月～平成27年３月	301,000
7	ずわいがに	平成26年７月～平成27年６月	4,961

（注１）　上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

（注２）　まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（５に該当する場合を除く）。

第４の２を次のように改める。

２　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成26年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	242,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	160,600
3	まあじ	大中型まき網漁業	87,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	225,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	523,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	47,300
		大中型まき網漁業	14,600
		いか釣り漁業	60,500
		小型するめいか釣り漁業	83,400
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	3,355

（注１）　指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記１と同様とする。

（注２）　まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第３の４の注２の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

第５の２を次のように改める。

２　第４の２の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	⑴　日本海の海域	6,600
		⑵　オホーツク海の海域	53,000
		⑶　太平洋の海域	101,000
2	ずわいがに	⑴　A海域	2,768
		⑵　B海域	31
		⑶　D海域	375
		⑷　E海域	181

㈠　操業区域の欄の海域は、上記１と同様とする。

第６の２の⑴、⑸及び⑺を次のように改める。

⑴　さんま

（単位：トン）

都道府県名	数量
北海道	33,000
岩手県	5,000
三重県	3,000

宮城県、千葉県、静岡県、和歌山県、高知県及び長崎県については、若干とする。